

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2016-94289(P2016-94289A)

【公開日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2016-032

【出願番号】特願2014-231828(P2014-231828)

【国際特許分類】

B 6 5 H 31/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 31/20

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月14日(2017.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置から排出された記録媒体を積載するトレイ面を有するトレイ部と、

前記トレイ部に対して、第1の姿勢と第2の姿勢とに回動可能に設置される、前記記録媒体の前記画像形成装置から排出される際の排出方向の先端位置を規制する先端規制部材であって、前記第1の姿勢において第1のサイズの前記先端位置を規制する第1の規制部と、前記第2の姿勢において、前記第1のサイズよりも前記排出方向に長い第2のサイズの記録媒体の前記先端位置を規制する第2の規制部と、を含む先端規制部材と、を有し、

該先端規制部材は前記第1の姿勢および前記第2の姿勢で停止可能であり、前記第2の姿勢における前記第2の規制部は、前記第1の姿勢における前記第1の規制部よりも前記画像形成装置から離れて位置するとともに、前記第1の姿勢における前記第1の規制部よりも前記画像形成装置から離れる方向に傾斜する、

ことを特徴とする積載トレイ。

【請求項2】

前記先端規制部材は、前記第1の規制部の一端が前記積載トレイに回動可能に係合され、前記第1の規制部の他端が前記第2の規制部に接続されていることを特徴とする請求項1に記載の積載トレイ。

【請求項3】

前記第1の規制部は、前記第1の姿勢において前記先端位置を規制し、前記第2の姿勢において前記先端位置を規制しなくなることを特徴とする請求項2に記載の積載トレイ。

【請求項4】

前記先端規制部材は、前記第2の姿勢で前記第2のサイズの記録媒体の前記先端位置を規制するときに、前記排出方向における後端が前記画像形成装置に当接することを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか一項に記載の積載トレイ。

【請求項5】

前記第1の規制部と前記第2の規制部とのなす角度が90°以上130°以下であることを特徴とする請求項1ないし請求項4のいずれか1項に記載の積載トレイ。

【請求項6】

請求項1ないし請求項5のいずれか1項に記載の積載トレイを備えていることを特徴と

する画像形成装置。

【請求項 7】

前記積載トレイが前記画像形成装置に着脱可能に設けられていることを特徴とする請求項6に記載の画像形成装置。

【請求項 8】

前記積載トレイは、記録媒体を前記画像形成装置に供給する供給部が積載可能な枚数の記録媒体を積載可能であることを特徴とする請求項6または請求項7に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の積載トレイは、画像形成装置から排出された記録媒体を積載するトレイ面を有するトレイ部と、前記トレイ部に対して、第1の姿勢と第2の姿勢とに回動可能に設置される、前記記録媒体の前記画像形成装置から排出される際の排出方向の先端位置を規制する先端規制部材であって、前記第1の姿勢において第1のサイズの前記先端位置を規制する第1の規制部と、前記第2の姿勢において、前記第1のサイズよりも前記排出方向に長い第2のサイズの記録媒体の前記先端位置を規制する第2の規制部と、を含む先端規制部材と、を有し、該先端規制部材は前記第1の姿勢および前記第2の姿勢で停止可能であり、前記第2の姿勢における前記第2の規制部は、前記第1の姿勢における前記第1の規制部よりも前記画像形成装置から離れて位置するとともに、前記第1の姿勢における前記第1の規制部よりも前記画像形成装置から離れる方向に傾斜することを特徴とする。